# 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

警察庁(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号	<u> </u>	129	提案区分	B 地方に対する規制緩	和	提案分野	11_その他
提案事項	提案事項(事項名)						
地方	地方分権を妨げる各種計画の策定義務付けの廃止						
提案団体	提案団体						
和歌	和歌山県						
制度の所管・関係府省							
_							
求める措置の具体的内容							

### 具体的な支障事例

画策定等を含む)義務付け廃止

地方自治体における計画策定は、地方における行政運営の手法として、住民自治の理念に叶う効果的な手法である。

地方分権を妨げる各種計画の策定(国が地方に対する関与を維持しようと意図する努力義務又は任意による計

しかし、第1次地方分権改革後の平成 12 年頃から、法令によって地方に計画等の策定を求める規定が増え、地方分権改革が始まる直前の 157 件(平成4年)から 390 件(令和元年)まで増加した。また、計画の策定が財政・税制上の優遇や規制緩和の条件・前提となっていたり、法律で国等の基本方針等に即することが必要になる場合があり、自治体の判断が国の方針や枠組みに制約・誘導されている。これらは国による「ソフトな規制」とも言えるものであり、自治体の自主性を損なうだけでなく、負担を増大させている。

こうした傾向は、第1次地方分権改革後に、引き続き国が地方に対する関与を維持しようと意図し、「努力義務」 又は「任意」による計画等の策定を促し、場合によっては財政的なインセンティブを絡めることによって地方を誘導しようとする手法に転換したものとも言える。

従って、国が地方に対する関与を維持しようと意図する計画の策定(努力義務又は任意による計画策定等を含む)義務付けは全て廃止し、国の計画の範囲において地方自治体が各々の判断で主体的に計画を策定できるようにすべきである。また、地方への資源配分のために計画が必要となるのであるならば、地方自治体に計画策定を求めるのではなく、国の計画においてその資源配分計画を記載し、地方自治体が実施する内容は地方に任せるべきである。

# 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

地方自治体による主体的な計画策定が可能となる。

また、国において必要と考える政策目的の実現に関わる場合であっても、国が定める計画等の策定という手法に限らず、地方自治体自らの創意工夫に基づく計画的な手法による施策の実行が可能となる。

根	<b>+</b> b⊓	:+	么	华
小心	ייציו	• 775	т	₹

	_			
L				

# 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

盛岡市、宮城県、高崎市、千葉県、柏市、川崎市、山梨県、半田市、京都市、城陽市、香川県、高知県、延岡市

_			

# 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

警察庁(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

146

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

08 消防・防災・安全

## 提案事項(事項名)

災害時に限り、指定区間に限定して、四輪バギーの公道走行を可能とする規制緩和

# 提案団体

兵庫県、滋賀県、大阪府、堺市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合

# 制度の所管・関係府省

警察庁、総務省、国土交通省

### 求める措置の具体的内容

スノーモービルの例に倣い、災害対応等を行う四輪バギーについては、車両登録の有無に関わらず、被災地域内の指定区間に限定して、公道走行を可能とすること。なお、被災地の指定区域の範囲は、物理的な走行可能 状況により自治体が判断する。

当該指定区間の走行に際し、一定の安全性を担保するため、運転者については、車種区分を問わず普通免許保持者とすること。

# 具体的な支障事例

#### 【現状】

災害などの有事の際に活躍できる四輪バギーやスノーモービルなどのオフロードビークルは、一部を除き運転 免許やナンバー登録の制度が無いため公道での走行ができないが、豪雪時においては、通行止め区間におい て、公道走行できないスノーモービルの使用が認められており、令和2年 12 月の関越自動車道渋滞においても 路面状況や安否の確認等で活躍している。

災害時において道路途絶時等の対応力強化が求められている中、必要な機能(不整地走行性能や資機材等の輸送力)を有し機動的な救援救助活動の展開が可能となる四輪バギーについては、民間の所有する車両登録されていない車両も含め今後の活躍の場が広がる可能性が大いにあると考えられるが、一部の大型特殊車両登録が可能な車両を除き、公道走行が不可能である。また、その多くはレジャー施設等の限られた敷地内での利用にとどまっている。

#### 【支障】

災害時には遅滞なく被災地に到着し人命救助等にあたる必要があるが、スノーモービルの事例のように、道路途絶時等に機動的な活動を可能とする四輪バギーの公道走行に係る制度整備がなされていない。

特に、各所で道路途絶が想定されるような大規模災害時には、救助活動に従事する職員(主として消防職員を想定)も限られ、一部の車両登録された四輪バギーのみでは活動に限りがある事も想定され、現地到着が遅れるなど速やかな対応が妨げられれば、被害の拡大を招くおそれがある。

# 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

今後想定される大規模災害等において、道路途絶時等に機動的な救援救助活動の展開が可能となる。

#### 根拠法令等

道路交通法第3条、第64条、第77条、第80条、第84条、第85条、

道路運送車両法第3章、道路管理におけるスノーモービルの活用について(平成23年2月18日付け国道防第48号、国道環安第53号、国道高第178号)

追加	口共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)
	石川県、八尾市、高知県、佐世保市
,	